

“きずな”年間スケジュール

5月下旬 更新募集 開始

8月5日 申込締切日

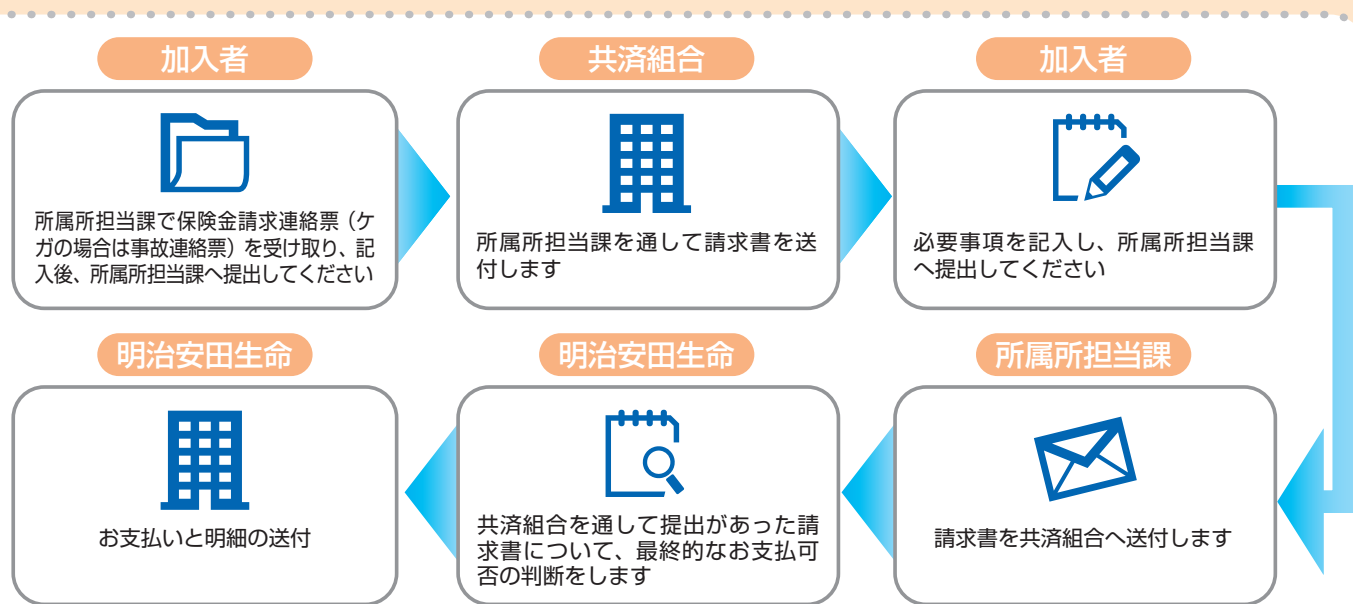
10月 年末調整資料 配布

12月 “きずな”「ご加入内容のお知らせ」配布

1月1日 責任開始期(加入日)

2月下旬 配当金還付
積立年金プラン「ご加入内容のお知らせ」配布

保険金請求の流れ



※制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-21-LF-004055
MYG-A-21-LF-71
MYLP-チ-21-健サ-004

令和4年 遺族付加年金“きずな”のご案内



本リーフレットは、簡易版として作成したものであり、すべての情報は掲載されていません。
必ず、[栃木県市町村職員共済組合ホームページ](#)のトップページをご覧ください。
Webで確認できない方は所属所担当課にご相談ください。

こちらの二次元コードから「パンフレットWeb版」にアクセスできます。



●保険期間● 1年間 (令和4年1月1日(土)～令和4年12月31日(土))

●申込締切日● 令和3年8月5日(木)

制度のお問い合わせ

〈令和3年5月25日(火)～8月5日(木)〉

フリーダイヤル 0120-858-577

〈8月6日(金)以降〉

03-5289-7585

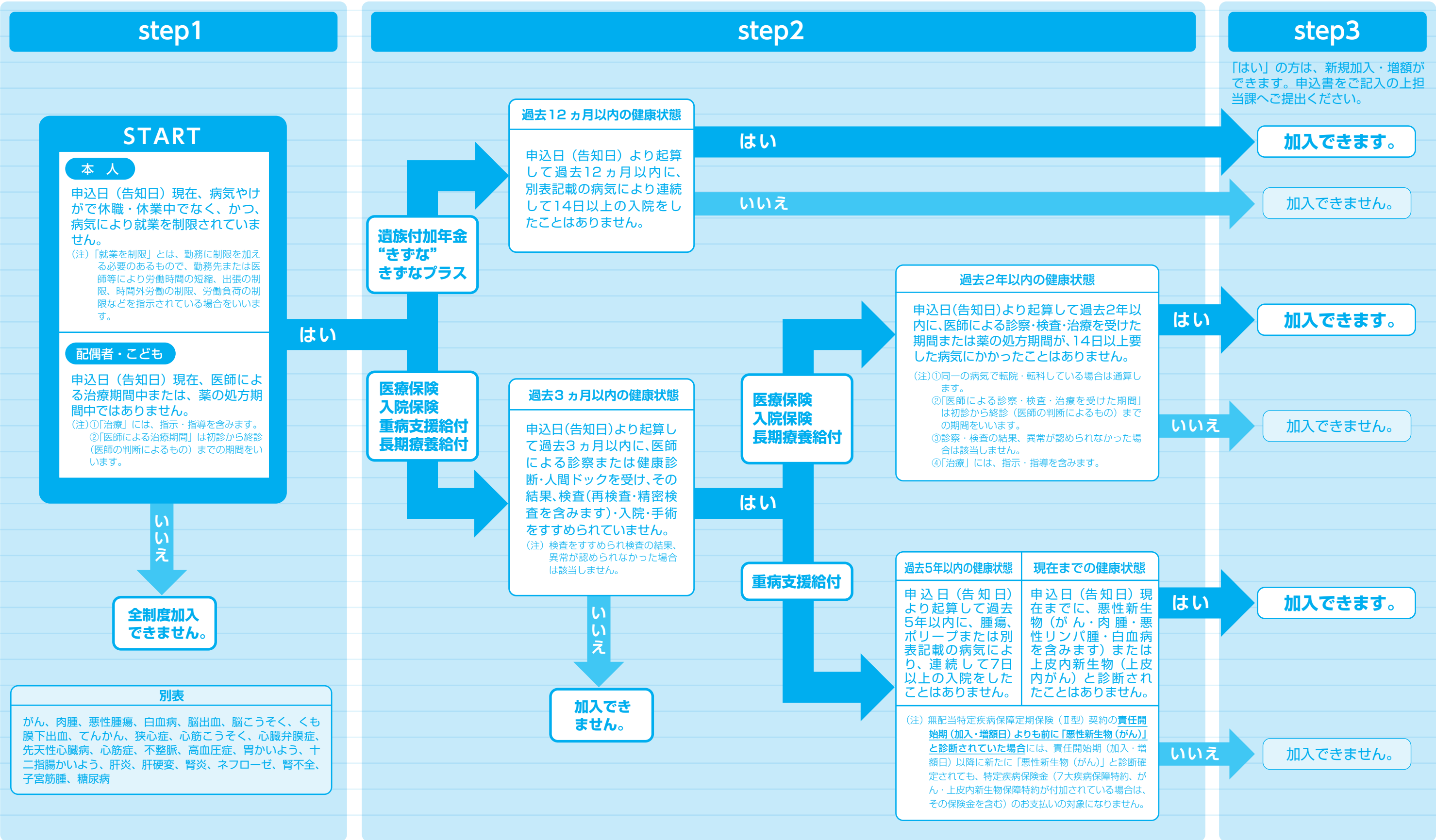
受付時間／月～金 9:00～17:00(土、日、祝日を除く)
団体番号／04

⚠【契約概要】【注意喚起情報】は栃木県市町村職員共済組合ホームページ掲載のパンフレット(Web版)に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

栃木県市町村職員共済組合

告知フローチャート 新規加入・増額の前に必ず「告知内容」をご確認ください。

告知内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。 詳しい内容はパンフレット（Web版）P7以降をご覧ください。



一旦、健康時に加入しますと更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同額（同コース）以下で継続加入できます。

遺族付加年金“きすな”

(こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】・天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族付加年金“きすな”(生命保険部分)・きすな普通傷害(損害保険部分)は、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.7)を確認のうえ、お申込みください。

(生命保険部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

普通傷害(損害保険部分)

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。

保障内容

【加入対象区分:本人・配偶者・こども】 66歳以降はP21をご参照下さい。

	コース	年齢	年金で受け取った場合の受取額			一時金で受け取った場合 の受取額 (年金原資) 死亡・高度障害保険金
			受取期間	平均年金月額	年金受取総額	
本人	Y	18-65歳	30年約	12.8万円	約4,632万円	4,000万円
	Q		30	11.2	4,053	3,500
	L		25	11.9	3,590	3,190
	A		25	11.2	3,376	3,000
	M		25	10.9	3,297	2,930
	N		25	9.9	2,993	2,660
	O		20	10.8	2,594	2,370
	P		20	9.5	2,299	2,100
	R		15	10.7	1,938	1,820
	S		15	9.2	1,661	1,560
	U		10	11.0	1,327	1,280
	V		10	8.9	1,068	1,030
	W		5	12.8	768	760
	X		5	8.5	510	505
	T		3	8.3	300	300
	ボーナス1	18-65	10	51.8	1,037	1,000
配偶者	ボーナス3		10	53.4	1,068	1,030
	ボーナス4		5	51.0	510	505
	1,000万円	18-65歳	10年約	8.6万円	約1,037万円	1,000万円
	700万円		5	11.7	707	700
	500万円		5	8.4	505	500
	300万円		3	8.3	300	300
こども	400万円	3-22歳	—	—	—	400万円
	200万円		—	—	—	200

※ボーナス給付は年2回で、記載の額は1回あたりです。

○申し込みの際、ボーナス給付を付加する場合は、「遺族付加年金“きすな”」のアルファベットコースに「1」または「3」または「4」をつけることとなります。

保険金に関する注意点

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 上記の年金の場合の給付期間等はモデルプランです。年金の給付期間は受取り時に選択、設定が出来ます。

申し込みに関する注意点

- いずれか1種類を選んでください。
- “ボーナス給付”は本人のみ付加できます
- “ボーナス給付”のみの加入はできません。“きすな”月払とセットで申込みください。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- “きすな”Tコース加入者は配偶者300万円、こども200万円コースしか加入できません。
- Xコース加入者は配偶者500万円・300万円コースしか加入できません。Wコース加入者は配偶者700万円・500万円・300万円コースしか加入できません。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、

- 配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方(損害保険部分については原則として法定相続人)、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- 配偶者およびこども特約の保険料は月払のみです。

月額掛金

太枠内は年齢に応じた推奨コースです。

	コース	掛 金													
		18歳～35歳 (\$61.7.2～H16.7.1)		36歳～40歳 (\$56.7.2～61.7.1)		41歳～45歳 (\$51.7.2～56.7.1)		46歳～50歳 (\$46.7.2～51.7.1)		51歳～55歳 (\$41.7.2～46.7.1)		56歳～60歳 (\$36.7.2～41.7.1)		61歳～65歳 (\$31.7.2～36.7.1)	
		男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
本人	Y	3,040	1,960	3,880	3,320	5,280	4,000	7,760	5,880	11,920	8,320	18,200	11,080	28,520	15,080
	Q	2,660	1,715	3,395	2,905	4,620	3,500	6,790	5,145	10,430	7,280	15,925	9,695	24,955	13,195
	L	2,424	1,563	3,094	2,648	4,211	3,190	6,189	4,689	9,506	6,635	14,515	8,836	22,745	12,026
	A	2,280	1,470	2,910	2,490	3,960	3,000	5,820	4,410	8,940	6,240	13,650	8,310	21,390	11,310
	M	2,227	1,436	2,842	2,432	3,868	2,930	5,684	4,307	8,731	6,094	13,332	8,116	20,891	11,046
	N	2,022	1,303	2,580	2,208	3,511	2,660	5,160	3,910	7,927	5,533	12,103	7,368	18,966	10,028
	O	1,801	1,161	2,299	1,967	3,128	2,370	4,598	3,484	7,063	4,930	10,784	6,565	16,898	8,935
	P	1,596	1,029	2,037	1,743	2,772	2,100	4,074	3,087	6,258	4,368	9,555	5,817	14,973	7,917
	R	1,383	892	1,765	1,511	2,402	1,820	3,531	2,675	5,424	3,786	8,281	5,041	12,977	6,861
	S	1,186	764	1,513	1,295	2,059	1,560	3,026	2,293	4,649	3,245	7,098	4,321	11,123	5,881
	U	973	627	1,242	1,062	1,690	1,280	2,483	1,882	3,814	2,662	5,824	3,546	9,126	4,826
	V	783	505	999	855	1,360	1,030	1,998	1,514	3,069	2,142	4,687	2,853	7,344	3,883
	W	578	372	737	631	1,003	760	1,474	1,117	2,265	1,581	3,458	2,105	5,419	2,865
	X	384	247	490	419	667	505	980	742	1,505	1,050	2,298	1,399	3,601	1,904
	T	228	147	291	249	396	300	582	441	894	624	1,365	831	2,139	1,131
	ボーナス1	4,470	2,880	5,700	4,880	7,760	5,880	11,410	8,640	17,520	12,230	26,750	16,290	41,920	22,170
	ボーナス3	4,604	2,966	5,871	5,026	7,993	6,056	11,752	8,899	18,046	12,597	27,553	16,779	43,178	22,835
ボーナス4	2,257	1,454	2,879	2,464	3,919	2,969	5,762	4,363	8,848	6,176	13,509	8,226	21,170	11,196	
配偶者	1,000万円	760	490	970	830	1,320	1,000	1,940	1,470	2,980	2,080	4,550	2,770	7,130	3,770
	700万円	532	343	679	581	924	700	1,358	1,029	2,086	1,456	3,185	1,939	4,991	2,639
	500万円	380	245	485	415	660	500	970	735	1,490	1,040	2,275	1,385	3,565	1,885
	300万円	228	147	291	249	396	300	582	441	894	624	1,365	831	2,139	1,131
こども	400万円	一律 280 円 (3歳～22歳)													
	200万円	一律 140 円 (3歳～22歳)													

普通傷害(損害保険部分)



必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.7)を確認のうえ、お申込みください。

コース	死亡のとき 死亡保険金	後遺障害のとき (程度により) 後遺障害保険金	入院のとき(1日目より) (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) 入院保険金	手術のとき (状況により) 手術保険金	通院のとき(1日目より) (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日間) 通院保険金	月額掛金
本人(S) 配偶者(T)	210万円	8.4万～210万円	1日につき4,000円	2万・4万	1日につき2,500円	770円
本人(Z) 配偶者(Y)	210万円	8.4万～210万円	1日につき3,100円	1.55万・3.1万	1日につき1,500円	560円
こども(X)	130万円	5.2万～130万円	1日につき1,500円	7,500・1.5万	1日につき900円	330円

掛金に関する注意点

- 生命保険部分の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は加入者にご通知し初回に遡って精算します。
- 普通傷害(損害保険部分)の保険金は、概算保険金です。適用となる保険金は変動する可能性があります。
- 生命保険部分と普通傷害(損害保険部分)ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法・給付割合等が異なります。
- 詳細はパンフレット(Web版)39～40ページをご参照ください。

お支払いに関する重要事項がパンフレット(Web版)P39～40に記載されています。必ずご確認ください。

制度一覧

加入資格

きすな

きすなプラス

医療保険

入院保険

重病支援給付

長期療養給付

健康づくりサポート

積立年金プラン

きずなプラス

(年金払特約付団体定期保険【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

きずなプラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制 度 の 特 長

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.8)を確認のうえ、お申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

保 障 内 容

[加入対象区分：本人・配偶者]
66歳以降はP22をご参照下さい。

加入対象区分	コース名	年齢	年金で受取った場合の受取額			一時金で受取った場合の受取額
			受取期間	平均受取月額	年金受取総額	年金原資 死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)
本人	20	18-65	年 約 万円	約 万円	万円	万円
	18		25	7.5	2,250	2,000
	15		20	8.2	1,970	1,800
	10		15	8.8	1,598	1,500
	8	18-65	10	8.6	1,037	1,000
	5		5	13.4	808	800
	3		5	8.4	505	500
	3		5	5.0	303	300
配偶者	300万円	18-65	5	5.0	303	300

月 額 掛 金

加入対象区分	コース名	男性						
		18歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳
本人	20	円 1,640	円 2,080	円 2,900	円 4,340	円 6,640	円 9,800	円 15,040
	18	1,476	1,872	2,610	3,906	5,976	8,820	13,536
	15	1,230	1,560	2,175	3,255	4,980	7,350	11,280
	10	820	1,040	1,450	2,170	3,320	4,900	7,520
	8	656	832	1,160	1,736	2,656	3,920	6,016
	5	410	520	725	1,085	1,660	2,450	3,760
	3	246	312	435	651	996	1,470	2,256
配偶者	300万円	273	351	480	693	1,014	1,470	2,256

加入対象区分	コース名	女性						
		18歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳～65歳
本人	20	円 1,080	円 1,760	円 2,220	円 3,260	円 4,620	円 5,980	円 7,960
	18	972	1,584	1,998	2,934	4,158	5,382	7,164
	15	810	1,320	1,665	2,445	3,465	4,485	5,970
	10	540	880	1,110	1,630	2,310	2,990	3,980
	8	432	704	888	1,304	1,848	2,392	3,184
	5	270	440	555	815	1,155	1,495	1,990
	3	162	264	333	489	693	897	1,194
配偶者	300万円	171	294	363	519	705	897	1,194

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例) 保険年齢40歳=令和4年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- いずれか1種類をお選びください。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本制度は主契約（団体定期保険）と特約（年金払特約）をセットしたものです。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
- 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。

お支払いに関する重要事項がパンフレット(Web版)P41に記載されています。必ずご確認ください。

医療保険

(旧 医療保障保険(拡大部分))

(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付手術給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制 度 の 特 長

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.9)を確認のうえ、お申込みください。

- 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。(通算2,000万円まで)
- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、所定の手術を受けられた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

※対象となる先進医療については、パンフレット（Web版）P42～43の給付金に関するご注意をご確認ください。

保 障 内 容

【加入対象区分：本人・配偶者・こども】

基本保障：手術給付特約・治療支援給付特約・先進医療給付特約

基本保障は、基本保障①(基準給付金額)および基本保障②(支援給付金額)から、それぞれ金額(コース)を選んでください。なお、基本保障①の基準給付金額10,000円は基本保障②の支援給付金額5万円(B)とセットでお申し込みください。基本保障①の基準給付金額5,000円は基本保障②の支援給付金額2.5万円(A)とセットでお申し込みください。

基本保障①			基本保障②				
加入対象区分	基準給付金額(コース)	病気・ケガで所定の手術を受けたとき ＜手術給付特約＞ 〔手術給付金〕	支援給付金額(コース)	病気・ケガで入院をしたとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ 〔入院支援給付金〕	入院を伴わない手術を受けたとき(診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ 〔外来手術給付金〕	入院を伴わない放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ 〔外来放射線治療給付金〕	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ 〔先進医療給付金〕
本人・配偶者	10,000円	手術1回につき手術内容に応じて40・20・10・5万円	5万円(B)	5万円	5万円	5万円	先進医療の技術に係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
	5,000円	手術1回につき手術内容に応じて20・10・5・2.5万円	2.5万円(A)	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※手術給付金のお支払限度はありません。

※入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

※外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。

※外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。

なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。

※先進医療給付金のお支払いは、通算して2,000万円を限度とします。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

月 額 掛 金

【加入対象区分：本人・配偶者・こども】

加入対象区分		本人・配偶者											こども
年 齢		18歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	3歳～22歳
基準給付金額5,000円 支援給付金額2.5万円(A)	男性	円 411	円 413	円 466	円 523	円 581	円 701	円 863	円 1,066	円 1,478	円 2,136	円 2,716	円 一律473
	女性	338	463	633	748	751	788	878	1,001	1,286	1,783	2,361	一律473
基準給付金額10,000円 支援給付金額5万円(B)	男性	748	753	858	973	1,088	1,328	1,653	2,058	2,883	4,198	5,358	
	女性	603	853	1,193	1,423	1,428	1,503	1,683	1,928	2,498	3,493	4,648	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝令和4年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金は加入者が1,000名以上3,000名未満の場合の掛金です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※配偶者、こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※本人が脱退した場合には、配偶者・こどもは同時に脱退となります。

※配偶者、こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員加入となります。

※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。

※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

お支払いに関する重要事項がパンフレット(Web版)P42～46に記載されています。必ずご確認ください。

入院保険

(旧 医療保障保険(基本部分))

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

入院保険は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制 度 の 特 長

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.10)を確認のうえ、お申込みください。

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
入院給付金＝入院給付金日額×入院日数
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

保 障 内 容

【加入対象区分：本人・配偶者・こども】

加入対象区分		入院給付金 病気・ケガで継続して2日以上入院のとき
本 人		日額 10,000 円
		8,000 円
	配偶者	5,000 円
		3,000 円
こども		3,000 円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

月 額 掛 金

年齢 コース名	18歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳
10,000円コース(本人)	円 2,030	円 2,590	円 2,980	円 3,130	円 3,120	円 3,430	円 3,930	円 4,990	円 6,390	円 8,650	円 12,390
8,000円コース(本人)	1,624	2,072	2,384	2,504	2,496	2,744	3,144	3,992	5,112	6,920	9,912
5,000円コース(本人／配偶者)	1,015	1,295	1,490	1,565	1,560	1,715	1,965	2,495	3,195	4,325	6,195
3,000円コース(本人／配偶者)	609	777	894	939	936	1,029	1,179	1,497	1,917	2,595	3,717
3,000円コース(こども)	年齢に関係なく(3歳～22歳) (令和4年1月1日現在) 一律 657円										

※上記は加入者が1,000名以上の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させて頂きます。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳＝令和4年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

お支払いに関する重要事項がパンフレット(Web版)P47～48に記載されています。必ずご確認ください。

制度一覧

加入資格

きずな

きずなプラス

医療保険

入院保険

重病支援給付

長期療養給付

健康づくりサポート

積立年金プラン

重病支援給付

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 団体無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

意向確認[ご加入前のご確認]

重病支援給付は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.11)を確認のうえ、お申込みください。

- 主契約:特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。また死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 7大疾病保障特約:7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)の治療費として保険金をお支払いします。
- がん・上皮内新生物保障特約:がん・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容

[加入対象区分: 本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額		
		200万円	300万円	500万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき	200万円	300万円	500万円
	特定疾病保険金 ^(※2)			
	死亡・所定の高度障害状態のとき			
7大疾病保障特約	死亡・高度障害保険金 ^(※2)	100万円	150万円	250万円
	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態 ^(※1) になったとき			
	7大疾病保険金(主契約保険金の5割)			
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	20万円	30万円	50万円
	がん・上皮内新生物保険金(主契約保険金の1割)			

⚠(※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

(※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。

(注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額500万円の場合>

保険金種類		お支払事由				
		死亡・高度障害	特定疾病	その他の4疾病		上皮内新生物
			悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	
				重度の糖尿病	慢性腎不全	
				重度の高血圧性疾患	肝硬変	
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

月額掛金

[加入対象区分: 本人・配偶者]

月額掛金 < 保険期間1年、団体扱月払 >

男 性												
本 人・配偶者												
申込保険金額	200万円				300万円				500万円			
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
	200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
18歳～20歳	286 ^円	130 ^円	26 ^円	442 ^円	429 ^円	195 ^円	39 ^円	663 ^円	715 ^円	325 ^円	65 ^円	1,105 ^円
21歳～25歳	388	140	26	554	582	210	39	831	970	350	65	1,385
26歳～30歳	398	160	28	586	597	240	42	879	995	400	70	1,465
31歳～35歳	496	210	32	738	744	315	48	1,107	1,240	525	80	1,845
36歳～40歳	678	270	40	988	1,017	405	60	1,482	1,695	675	100	2,470
41歳～45歳	946	390	60	1,396	1,419	585	90	2,094	2,365	975	150	3,490
46歳～50歳	1,592	680	94	2,366	2,388	1,020	141	3,549	3,980	1,700	235	5,915
51歳～55歳	2,654	1,080	144	3,878	3,981	1,620	216	5,817	6,635	2,700	360	9,695
56歳～60歳	4,166	1,840	248	6,254	6,249	2,760	372	9,381	10,415	4,600	620	15,635
61歳～65歳	6,504	2,930	454	9,888	9,756	4,395	681	14,832	16,260	7,325	1,135	24,720
66歳～70歳	9,638	4,230	696	14,564	14,457	6,345	1,044	21,846	24,095	10,575	1,740	36,410

女 性												
本 人・配偶者												
申込保険金額	200万円				300万円				500万円			
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	合計掛金
	200万円	100万円	20万円		300万円	150万円	30万円		500万円	250万円	50万円	
18歳～20歳	236 ^円	130 ^円	30 ^円	396 ^円	354 ^円	195 ^円	45 ^円	594 ^円	590 ^円	325 ^円	75 ^円	990 ^円
21歳～25歳	286	150	50	486	429	225	75	729	715	375	125	1,215
26歳～30歳	368	200	64	632	552	300	96	948	920	500	160	1,580
31歳～35歳	532	290	90	912	798	435	135	1,368	1,330	725	225	2,280
36歳～40歳	790	440	122	1,352	1,185	660	183	2,028	1,975	1,100	305	3,380
41歳～45歳	1,162	730	160	2,052	1,743	1,095	240	3,078	2,905	1,825	400	5,130
46歳～50歳	1,470	950	200	2,620	2,205	1,425	300	3,930	3,675	2,375	500	6,550
51歳～55歳	1,928	1,210	206	3,344	2,892	1,815	309	5,016	4,820	3,025	515	8,360
56歳～60歳	2,380	1,610	238	4,228	3,570	2,415	357	6,342	5,950	4,025	595	10,570
61歳～65歳	3,386	1,910	322	5,618	5,079	2,865	483	8,427	8,465	4,775	805	14,045
66歳～70歳	4,478	2,550	362	7,390	6,717	3,825	543	11,085	11,195	6,375	905	18,475

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳＝令和4年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。

記載の掛金は主契約の総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日(1月1日)より正規掛金を適用します。

※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

加入日(※)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。

(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※66歳以上の方の新規加入および、特約の付加はできません。

お支払いに関する重要事項がパンフレット(Web版)P49～50に記載されています。必ずご確認ください。

制度一覧

加入資格

きずな

きずなプラス

医療保険

入院保険

重病支援給付

長期療養給付

健康づくりサポート

積立年金プラン

14

13

長期療養給付

(精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】)

意向確認(ご加入前のご確認)

長期療養給付は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.12)を確認のうえ、お申込みください。

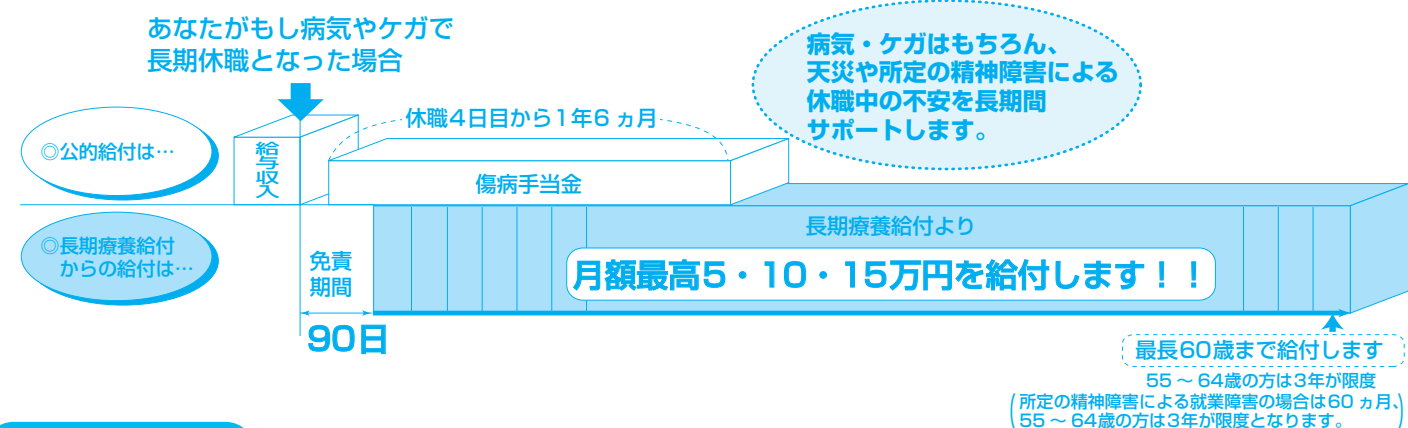
補償内容

万一、病気やケガで長期休職になった場合

一定期間は公的給付があります。

6ヵ月(180日)を超えると、給与収入が減り、さらに、1年6ヵ月を超えると給与収入はなくなります。

『長期療養給付』により、月額最高15万円又は10万円又は5万円を補償します。



月額掛金

免責期間			90日									
補償対象期間			60歳								3年	
(申込コース)	保険金月額	性別／年齢	18歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	
1	5万円	男性	465 ^円	483 ^円	518 ^円	646 ^円	915 ^円	1,262 ^円	1,459 ^円	1,342 ^円	2,416 ^円	
		女性	296	384	514	757	1,167	1,580	1,697	1,399	2,247	
2	10万円	男性	931	966	1,036	1,293	1,830	2,525	2,918	2,684	4,832	
		女性	591	768	1,028	1,514	2,334	3,160	3,395	2,798	4,494	
3	15万円	男性	1,396	1,450	1,555	1,939	2,745	3,787	4,378	4,026	7,248	
		女性	887	1,152	1,541	2,271	3,501	4,741	5,092	4,198	6,741	

※掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※補償対象期間は契約年齢が54歳までの方は60歳まで、55～64歳の方は3年が限度となります。また、所定の精神障害による就業障害の場合、補償対象期間は60ヵ月、55～64歳の方は3年が限度となります。

※年齢は令和4年1月1日現在の満年齢です。

※上記掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

※各コースより1コース選択してください。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いきない事項があります。

【お取扱いきない事項の例】

- 保険期間中のコース変更（増額・減額等）
- 保険期間の変更
- 掛金の払込方法の変更

など

お支払いに関する重要事項がパンフレット(Web版)P51～52に記載されています。必ずご確認ください。



健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

健康づくりサポート

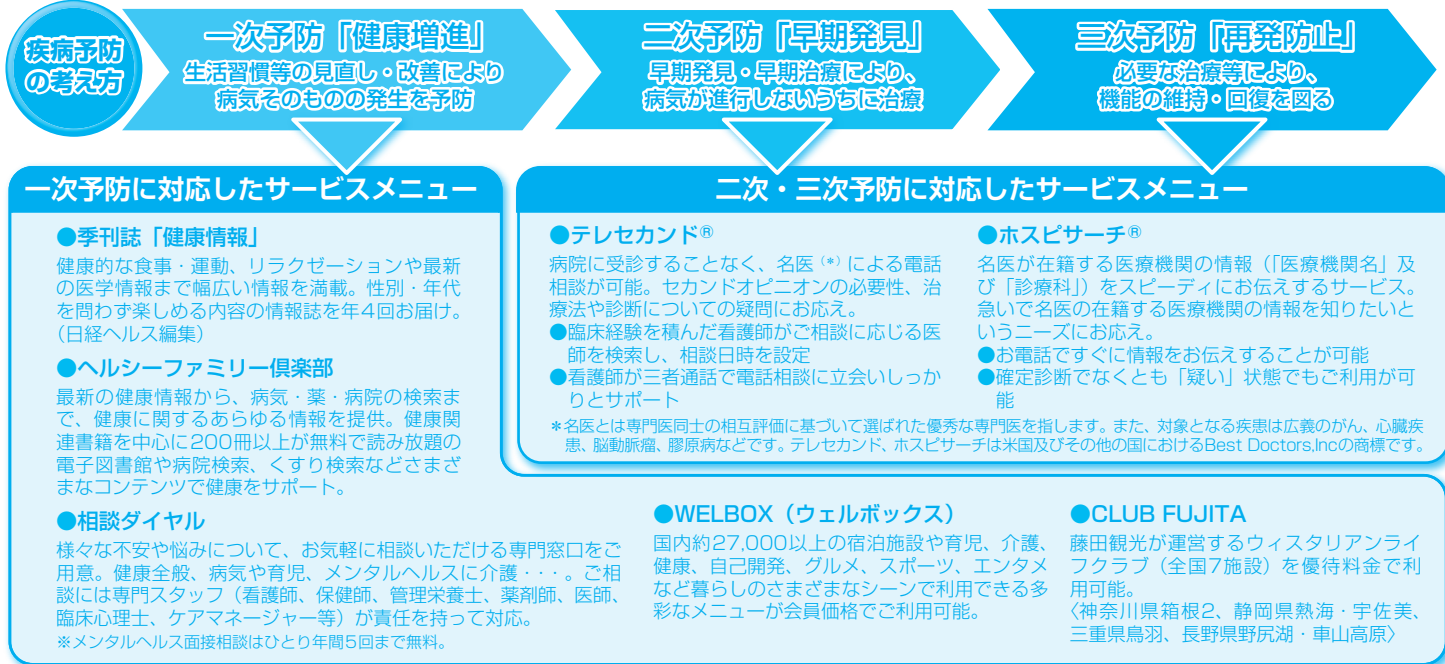


本人

サービス運営費
月額
200円

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず遺族付加年金“きずな”とセットでご加入ください。

■サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた7つのメニューをご利用いただけます。



■「健康づくりサポート」の取扱い

加入期間	加入期間1年間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）で以後毎年更新します（自動更新）。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。
運営費	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円（月額、消費税を含む）をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。（※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。）

■「健康づくりサポート」加入者規約

第1条（目的）
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社（以下、当社といいます）が健康づくりサポートの加入申込みをされた方（以下、加入者といいます）に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。

第2条（加入資格等）
1. 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
2. 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認めた方をいいます。

第3条（運営費）
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額（消費税を含む）をお支払いいただけます。なお、運営費は理由のいかなを問わず返還いたしません。

第4条（加入者証の付与）
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただけます。

第5条（健康情報の提供）
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。

第6条（サービスの内容）
1. サービスとは、以下のものを指します。
①健康情報に関するサービス
(1)健康情報誌等による各種健康情報の提供
(2)電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
(3)その他
②当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイス加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したことによって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社

事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】 健康づくりサポート事務局：0120-567-074（平日9:00～17:00）

制度一覧

加入資格

きずな

きずなプラス

医療保険

入院保険

重病支援給付

長期療養給付

健康づくりサポート

積立年金プラン

積立年金プラン

(拠出型企業年金保険【生命保険】)

将来の年金受取のため

意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金プランは、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度のしくみ

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.12)を確認のうえ、お申込みください。

積立金の払い出しについて、一般コースは積立額の範囲で払い出しができます。個年コースについては払い出しはできません。

ご加入例	
加入年齢	40歳
払込満了	65歳
積立年数	25年
加入口数	毎月積立
	一般コース 15口 15,000円の場合
	個年コース 10口 10,000円の場合

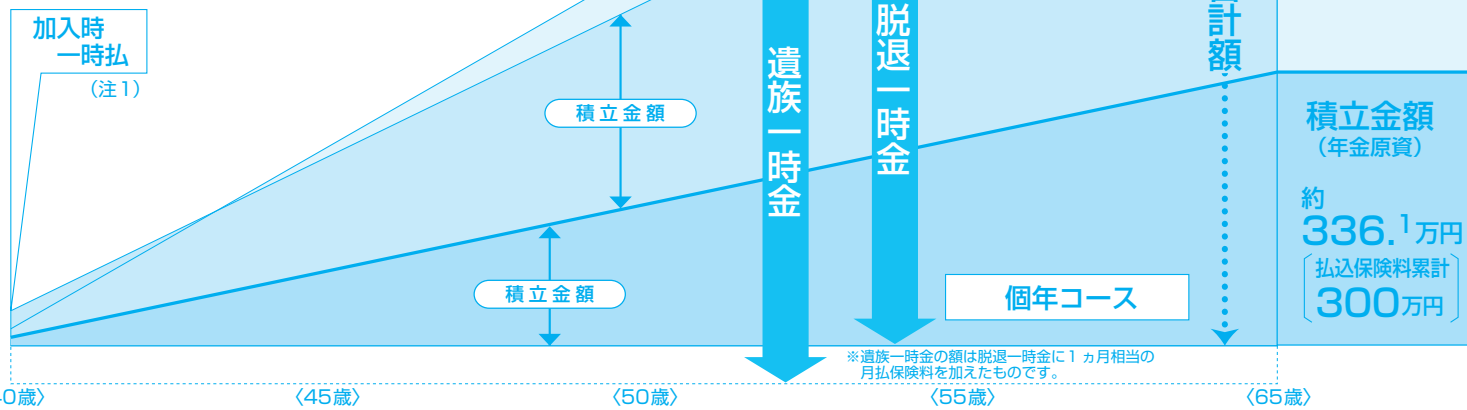
給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

記載の年金現価率は、幹事会社の基礎率(令和3年4月1日現在の予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)に基づいた試算用のものであり、実際の年金現価率とは異なります。年金現価率は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

本制度は在職中に保険料を積立て、払込満了時に、ご加入者の希望により、確定年金コース、保証期間付終身年金コース、一時金の中から選択していただくプランです。

(注1)(注2) 積立期間が短く積立金額が少ない場合につきましては、加入時一時払および払込満了時一時払によって、補うことができます。



給付額試算表	加入年数		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目
	一般コース	積立金額(脱退一時金額)	約 17.7万円	約 35.6万円	約 53.7万円	約 72.0万円	約 90.5万円	約 185.8万円	約286.3万円	約392.3万円	約504.1万円
		(払込保険料合計額)	(18万円)	(36万円)	(54万円)	(72万円)	(90万円)	(180万円)	(270万円)	(360万円)	(450万円)
	個年コース	積立金額(脱退一時金額)	約 11.8万円	約 23.7万円	約 35.8万円	約 48.0万円	約 60.3万円	約 123.8万円	約 190.8万円	約261.5万円	約336.1万円
		(払込保険料合計額)	(12万円)	(24万円)	(36万円)	(48万円)	(60万円)	(120万円)	(180万円)	(240万円)	(300万円)
	合計	積立金額(脱退一時金額)	約 29.5万円	約 59.3万円	約 89.5万円	約 120.0万円	約 150.8万円	約309.6万円	約477.1万円	約653.8万円	約840.2万円
		(払込保険料合計額)	(30万円)	(60万円)	(90万円)	(120万円)	(150万円)	(300万円)	(450万円)	(600万円)	(750万円)

在職時の積立額試算表

(一般コース・個年コース共通)

① 月払10,000円(10口)の場合

加入年数	払込保険料合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000円	約 118,200円
2	240,000	237,700
3	360,000	358,300
4	480,000	480,200
5	600,000	603,400
10	1,200,000	1,238,800
40	4,800,000	5,856,900

② ボーナス払50,000円(5口)の場合

加入年数	払込保険料合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	100,000円	約 98,400円
2	200,000	197,850
3	300,000	298,300
4	400,000	399,800
5	500,000	502,300
10	1,000,000	1,031,250
40	4,000,000	4,875,200

③ 一時払100,000円(10口)の場合

加入年数	払込保険料合計額	積立金額(脱退一時金額)
1年	100,000円	約 99,100円
2	100,000	100,100
3	100,000	101,100
4	100,000	102,100
5	100,000	103,100
10	100,000	108,600
40	100,000	149,100

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1) 年間保険料5,379万円を常に維持していること。

(2) 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。

(3) 給付額試算表の給付額は、予定利率(令和3年4月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。

また、配当金が生じた場合には積立金の範囲に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

積立金(脱退一時金)は加入年数が短く払込保険料の合計を下回ります。

税制面のポイント

一般コースは一般生命保険料控除の対象、個年コースは個人年金保険料控除の対象となり、それぞれ税金が軽減されます。

の制度として活用してください。

①確定年金コース

加入者の生死にかかわらず所定の期間「年金」を受け取れます。

- 10年確定年金で受け取った場合(年金原資 約840.2万円)
(初年度年金年額に対して5%増増)



※年金受取期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。加入者が年金受取期間中に死亡された場合、加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。
※この他15年・20年確定年金でも受け取れます。確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時(年金受給権取得時)一時払の積増限度額となります。

②保証期間付終身年金コース

加入者が生存している限り、終身にわたり年金を受け取れます。保証期間中に死亡した場合には、残余保証期間遺族にお支払いします。
10年保証期間付終身年金については10年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

- 10年保証期間付終身年金で受け取った場合(年金原資 約840.2万円)
(保証期間中初年度年金年額に対して5%増増)



※年金再開後に一時金の取扱いはできません。加入者が保証期間中に死亡された場合、加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
※保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。
※この他15年・20年保証期間付終身年金でも受け取れます。
※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

③一時金受取り



年金のお支払にかえて一時金で受け取ることもできます。

④無配当医療保険

一般コースで積立を完了した場合、積立金を保険料に充当し無配当医療保険へ加入できる制度です。

※制度内容等の詳細は退職時に配布される退職時配布資料をご参照ください。

※上記の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

無配当医療保険

70歳もしくは80歳

【税法上の取扱】※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

一般コース		個年コース
保険料の所得控除	払込保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。	払込保険料は個人年金保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。
一部払い出し	積立額の範囲で払い出しができます。	払い出しはできません。
脱退の取扱い	毎月、20日迄に共済組合へ給付金請求書(共済担当課保管)が到着すれば、翌月1日脱退となり、給付金請求書に不備等がなければ翌月末頃に給付金をご指定の口座に振り込まれます。 ※加入日(1月1日)の前後(12月20日頃から2月上旬まで)は決算の為、積立金の払出しはできませんのでご注意ください。 ※申込書を加入で提出後、(自動更新を含む)更新日までに脱退した場合は加入できません。(個別確認を要す。)	
保険料	(1) 月払保険料 1口あたりで1,000円として、1口~60口の範囲で任意に選択できます。保険料は毎月の給与から控除します。(初回は1月分より) (2) ボーナス払保険料 月払加入者の方に限り、毎年2回(6月・12月)に1万円を1口とし、1口~100口の範囲で任意に選択できます。(初回は令和4年夏のボーナスより) (3) 一時払保険料および退職時一時払保険料 月払加入者の方に限り、毎年2回(1月・6月)に1万円を1口とし、1口以上1,000口まで任意で選択できます。ただし、退職時一時払は確定年金コースを選択の場合、退職時積立金額の範囲内を限度とします。(振込みについては、12月中旬にお申込者に専用振込用紙をお渡しし、令和4年1月中旬頃に指定口座へお申込者にご入金いただきます。)	

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

記載の給付額は、予定利率(令和3年4月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。

なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

詳細はパンフレット(Web版)P25~27をご確認ください。

制度一覧

加入資格

きずな

きずなプラス

医療保険

入院保険

重病支援給付

長期療養給付

健康づくりサポート

積立年金プラン

18

17

退職後継続制度について

①健康状態に関係なく、退職日直前までに加入していた制度を在職時の保障体系のまま退職後も継続できます。

➡各制度の継続年齢詳細は下の図をご確認ください。

②更新時に保障の減額も出来ます。

③退職後も配当金の還付対象となります。

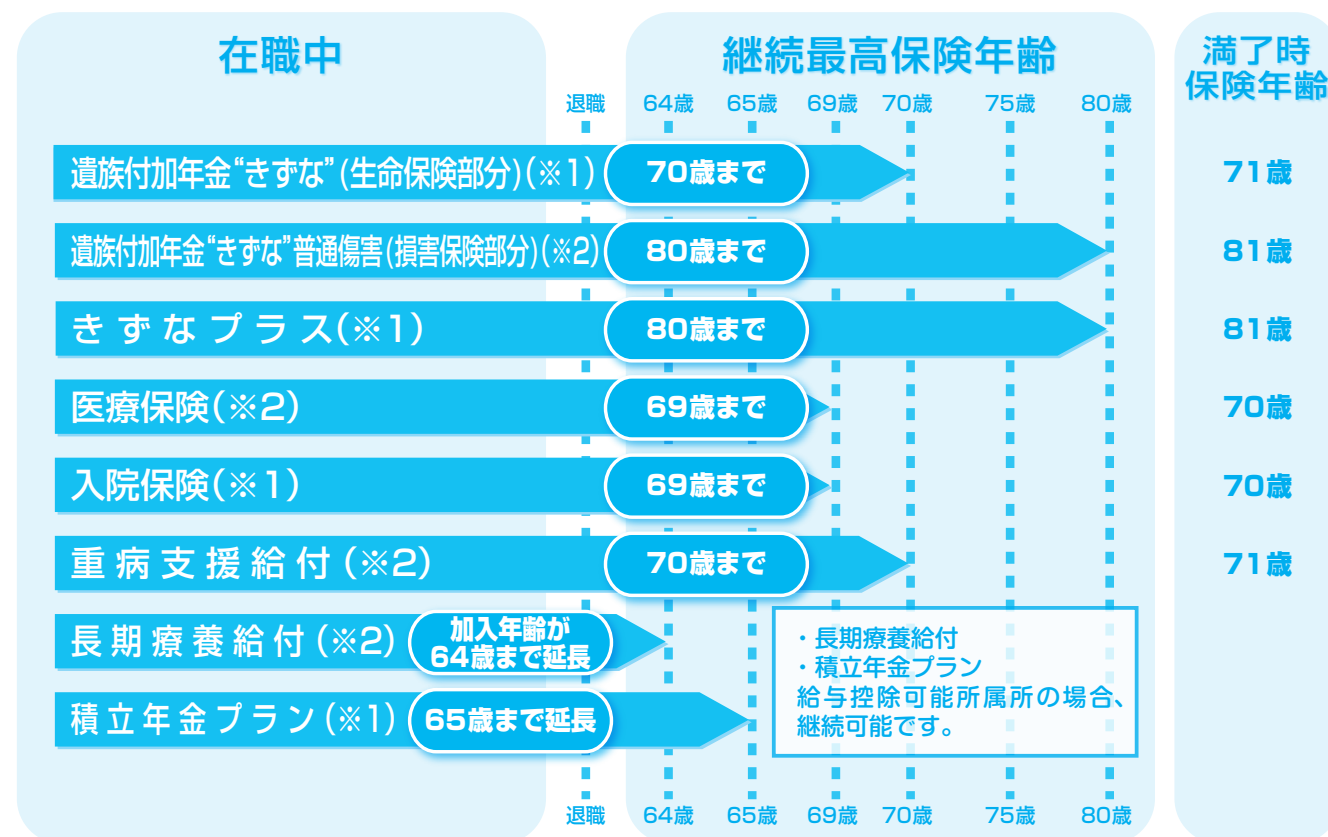
※加入者からの掛金をもとに1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金として還付します。なお配当率はお支払時期の前年度決算により確定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。

※遺族付加年金“きずな”（損害保険部分）、医療保険、重病支援給付、長期療養給付に配当金はありません。

ポイント



●継続制度全体図●



用語の説明

●退職者 ……3月末退職される方、再任用短時間勤務の方

●NKS（日本共同システム）扱い ……退職後きずなを継続される方。
常時勤務で給与控除ができない所属所の方

※退職者及びNKS扱いの方は、退職後のお手続きやお問い合わせはすべてNKSとなります。

●給与控除可能所属所 ……常時勤務の方。一部対象外の所属がございます。

※常時勤務の給与控除可否については各所属所担当課にお問い合わせください。

退職後制度の取り扱いについて

※詳細は12～1月頃に配布予定の「退職後の手続き」をご覧ください。

12月末～1月頃

遺族付加年金“きずな”継続の有無をご選択ください

●継続の場合

- (1)「意思確認書」、「口座振替依頼書」をご記入ください。
- (2)下記注意事項をご確認ください。

●脱退の場合

- (1)「意思確認書」をご記入ください。
- (2)給与控除可能所属所の方は、「意思確認書」で「継続しません」を選択していても、現職同様12月末までは継続となります。

2月上旬

書類をご提出ください

●遺族付加年金“きずな”にご加入の方で継続する場合

⇒意思確認書、口座振替依頼書を提出してください。

●遺族付加年金“きずな”にご加入の方で継続しない場合

⇒意思確認書を提出してください。

きずなを「継続」で選択される場合は、4月以降の流れをご一読ください。

4月

掛金の控除について

●給与控除可能所属所の方

現職同様の取り扱いとなります。

●退職者・NKS扱いの方

指定口座からの口座振替となります。
初回口座振替は、4・5月分の2カ月分掛金を振替えます。
初回口座振替日：令和4年4月22日（金）

【口座振替のイメージ】毎月22日（金融機関が休日の場合、翌営業日）

初回口座振替
（4月22日）
4・5月分

2回目口座振替
（5月22日）
6月分

3回目口座振替
（6月22日）
7月分

7月頃

●給与控除可能所属所の方

資料は職場に送付します。

●退職者・NKS扱いの方

- ・年に1度ご変更（脱退・減額）が可能です。
- ・お手続き時期は5月下旬から8月上旬です。
- ・資料はご自宅に送付します。

10月以降

各種資料のお届け

●給与控除可能所属所の方⇒職場に送付します。

●退職者・NKS扱いの方⇒ご自宅に送付します。

10月：生命保険料控除証明書

12月：ご加入内容のお知らせ

翌年2月：配当金お支払明細

ご退職後のお問い合わせ窓口・請求先

●給与控除可能所属所の方
所属所担当課

●退職者・NKS扱いの方

退職後のお手続きやお問い合わせはすべてNKSとなります。

株式会社 日本共同システム

TEL:0120-129-128(9:00～17:00) ※年末年始を除く

遺族付加年金“きずな”（退職後制度）

(こども特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】・天災補償特約付普通傷害保険【損害保険】)

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族付加年金“きずな”（生命保険部分）・きずな普通傷害（損害保険部分）は、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

必ずパンフレット(Web版)の加入資格(P.7)を確認のうえ、お申込みください。

(生命保険部分)
○死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
○1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。
普通傷害（損害保険部分）
○急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。

保 障 内 容

【加入対象区分:本人・配偶者・こども】

月 額 掛 金

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和4年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

	コース	年齢	年金の場合			一時金の場合 (年金原資) 一般の死亡 または高度障害 死亡・高度障害保険金
			一般の死亡または高度障害			
			給 期	付 間	平 均 年 金 月 額 年 金 受 取 総 額	
本人	Y	66-70歳	20年	約 9.5万円	約 2,299万円	2,100万円
	Q					
	L					
	A					
	M					
	N					
	O					
	P					
	R		15	10.7	1,938	1,820
	S		15	9.2	1,661	1,560
	U		10	11.0	1,327	1,280
	V		10	8.9	1,068	1,030
	W		5	12.8	768	760
	X		5	8.5	510	505
T	3	8.3	300	300		
ボーナス1	10	51.8	1,037	1,000		
ボーナス3	10	53.4	1,068	1,030		
ボーナス4	5	51.0	510	505		
配偶者	1,000万円	66-70歳	10年	約 8.6万円	約 1,037万円	1,000万円
	700万円		5	11.7	707	700
	500万円		5	8.4	505	500
	300万円		3	8.3	300	300
こども	400万円	3-22歳	—	—	—	400万円
	200万円		—	—	—	200
<th rowspan="3">コース</th> <th rowspan="3">年齢</th> <th colspan="2">掛 金</th> <th rowspan="3"></th>	コース	年齢	掛 金			
			66歳～70歳 (\$25.7.2～30.7.1)			
			男 性	女 性		
本人	Y	66-70歳	22,239円	10,710円		
	Q					
	L					
	A					
	M					
	N					
	O					
	P					
	R		19,274円	9,282円		
	S		16,520円	7,956円		
	U		13,555円	6,528円		
	V		10,908円	5,253円		
	W		8,048円	3,876円		
	X		5,348円	2,576円		
T	3,177円	1,530円				
ボーナス1	62,270円	29,990円				
ボーナス3	64,138円	30,890円				
ボーナス4	31,446円	15,145円				
配偶者	1,000万円	66-70歳	10,590円	5,100円		
	700万円		7,413円	3,570円		
	500万円		5,295円	2,550円		
	300万円		3,177円	1,530円		
こども	400万円	3-22歳	一律 280円 (3歳～22歳)			
	200万円		一律 140円 (3歳～22歳)			